

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

令和3年税制改正③～資産税

Q 昨年12月に令和3年の税制改正大綱が発表されました。この中で、資産税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

今回の税制改正では、教育資金の一括贈与や結婚子育て資金の一括贈与等の改正があります。また、国際金融都市を目指した外国人向けの課税の見直しも大きなポイントです。

1. 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

下記の2点の見直しをしたうえで、適用期間を2年間延長します。

- ①贈与者が死亡した場合、まだ教育資金として使っていない残額がある場合、**その全額が相続税の課税対象となります**(改正前は贈与者死亡3年前以内の贈与財産のみ課税対象)
- ②受贈者が孫・ひ孫で、贈与者が死亡して、まだ使っていない残額がある場合、使っていない残額が相続税の課税対象となり、かつ、**相続税の2割加算の適用があります**(改正前は、2割加算の適用はなし)

2. 結婚子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

下記の2点の見直しをしたうえで、適用期間を2年間延長します。

- ①受贈者が孫・ひ孫で、贈与資金のうちに結婚・子育て資金として使っていない残額がある場合、**残額が相続税の課税対象となり、かつ、相続税の2割加算の適用があります**。(改正前は、2割加算の適用はなし)
- ②受贈者の年齢要件の引き下げ
受贈者の年齢要件が、「20歳以上50歳未満」から「**18歳以上50歳未満**」に引き下げられます。

3. 国内居住外国人の国外財産の課税の見直し

国内に居住する一定の「在留資格」を有する者は**居住期間にかかわらず、国外財産に対しては、相続税・贈与税の課税対象外となります**。(改正前は、相続・贈与前15年以内のうち、国内に居住していた期間が10年以下である場合のみ、課税対象外でした)

要するに…

教育資金と結婚子育て資金の贈与税の非課税制度について、適用できる期間がのびたものの、**実質的には増税となる改正**です。一定の外国人にとっては、国外財産が相続税等の課税対象外となることで、**日本に長く居住しやすくなる**と思われます。